

応急手当普及員再講習のご案内

この講習は、学校や事業所等で普通救命講習等の指導を行っている応急手当普及員の資格を更新するための講習で、応急手当指導技能の維持・向上を図ることを目的としています。

応急手当普及員の資格は、認定の日から3年で失効しますが、この講習を受講することで、受講日から、さらに3年間有効となります。

- 1 開催日時 令和7年7月18日（金）
午前9時00分から正午まで
- 2 開催場所 大垣市外野3丁目20番地2
大垣消防組合消防本部 屋内訓練場
- 3 受講対象者 有効な応急手当普及員の資格を有している方（大垣消防組合管内に在住又は在勤の方に限ります。）
- 4 募集人員 30人程度
- 5 募集期日 令和7年7月15日（火）まで
- 6 申込み方法 応急手当普及員の認定番号、事業所名、住所（自宅又は勤務先）、氏名、生年月日、電話番号を電話、FAX又はメールで大垣消防組合消防本部救急課へお申込みください。
※第三者への個人情報の提供及び開示は行いません。

大垣消防組合消防本部救急課（平日午前8時30分から午後5時15分まで）
大垣市外野3丁目20番地2

TEL（0584）87－1513／FAX（0584）87－1515

メール：kyukyu@ogaki-syoubou.or.jp

7 その他

- ・応急手当普及員認定証を必ず持参してください。
- ・講習を修了した方には、新たに応急手当普及員認定証を交付します。
- ・実技講習を行いますので、動きやすい服装で参加してください。
- ・受講料は無料ですが、応急手当指導者標準テキスト（東京法令出版）の購入を推奨しています。（購入されなくても受講可能です。）
- ・応急手当普及員として開催（指導）することができる講習について、ホームページに掲載しております。

👉 応急手当普及員が開催できる講習